



埼玉県報

第76号
令和2年(2020年)
1月31日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 坂戸農業振興地域の区域の変更(農業政策課)
- 箕和田用水土地改良区の役員就退任届(川越農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 県道深谷東松山線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道加須北川辺線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道加須北川辺線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

正誤

- 埼玉県公安委員会規則第4号中訂正（警察・文書課）

規 則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第一号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一七の項中「五八・〇七」を「七六・三五」に、「四二一」を「四八七」に改め、同表二二五の項中「三六・三三から五七・九二まで」を「三六・三二から七二・〇八まで」に、「二六二」を「三四四」に改める。

附 則

この規則中別表第二二五の項の改正規定は令和二年二月一日から、同表一七の項の改正規定は同年三月一日から施行する。

規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一三一五一

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三一―一八）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

7 令和二年五月一日から令和二年十月三十一日までの間は、第十一条第一項第七号及び第十九条の三第五項中「六月から九月までの期間内」とあるのは「六月から九月までの期間内（令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の運営業務その他任命権者が特に必要と認めた業務に従事する職員で、委員会の承認を得たものについては、五月から十月までの期間内）」とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団けやきの木 狭山台胃腸科外科	医療法人社団けやきの木	狭山市入間川下向沢一六四―一	令和元年十二月一日
まつもと耳鼻咽喉科	医療法人社団MEC	熊谷市上之七四八―三	令和元年十一月一日
富永クリニック	医療法人社団いちやまこ会	児玉郡神川町新里三六七―二	令和元年十二月一日
深谷メンタルクリニック	医療法人社団かんな会	深谷市西島町三一七―四七	令和元年十二月一日
医療法人社団ステラ会 ひかり歯科クリニック	医療法人社団ステラ会	八潮市南川崎八三四―一	令和元年十二月五日
フルール歯科クリニック	稲葉 博通	鴻巣市榎戸一―一―二二店 舗併用住宅一階	令和元年十月一日
医療法人社団彩雲会 松本歯科医院	医療法人社団彩雲会	草加市氷川町二二二―二	令和元年十二月一日

訪問看護ステーションいと	看護クラーク西上尾	セキ薬局 国済寺店	かもめ薬局	狭山駅前薬局	医療法人社団小田倉会 上里スマイル歯科	なめがわモール歯科 クリニック	しぶや医院	M デンタルクリニック
医療法人全和会	株式会社シーユ ーシー・ホスピ ス	株式会社セキ薬 品	株式会社サンラ イズノート	株式会社デイ ー・シー・トレ ーディング	医療法人社団小 田倉会	飯野 圭二郎	医療法人社団し ぶや医院	笹森 真木男
秩父市寺尾一四〇四	上尾市上野五五―二	深谷市国済寺三三五―四	深谷市上柴町西三一―一九― 二	狭山市入間川二―一―一	小児玉郡上里町金久保三五九 ―イオンタウン上里二F	比企郡滑川町羽尾二七八〇	熊谷市大原二―七―一〇	○ 志木市下宗岡二―一三―二
平成三十一年 四月一日	令和元年十一 月一日	令和二年一月 一日	令和二年一月 一日	令和二年一月 四日	平成二十七年 十一月一日	令和元年十二 月一日	令和元年九月 一日	令和元年十二 月二十三日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
石井 宏彰		院 浜町エール整骨	本庄市中央二―四―六〇	令和元年十二月四日
芝崎 友昭		院 上尾よつば整骨	上尾市今泉五五九―二フロ ーラル田中店舗B	令和元年十月一日
子 田中 美佐		う 合同会社けいろ	朝霞市仲町二―二―一七グ リーンプラザビル三〇二	令和二年一月四日
藤原 自雄		藤原 自雄	鴻巣市赤見台二―一―一〇 ―五〇―赤見台エステート	令和元年十一月十九日
杉山 良彰		杉山 良彰	上尾市瓦葺二四二九―四五 プレザント・パル二〇二	令和元年十二月一日
岡村 誠		岡村鍼灸治療室	北本市北本二―二―一五	令和元年十二月十四日

告示

埼玉県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
永仁会シーズク クリニック	名 称	所沢PET画像診断 クリニック	永仁会シーズククリニッ ク
T 今井歯科EAS	名 称	今井歯科	今井歯科EAST
T 今井歯科WES	名 称	医療法人社団大志会 今井歯科分院	今井歯科WEST
店 アイン薬局宮代	名 称	わかば薬局宮代店	アイン薬局宮代店
岡店 アイン薬局新白	名 称	わかば薬局白岡店	アイン薬局新白岡店
本町店 アイン薬局久喜	名 称	わかば薬局本町店	アイン薬局久喜本町店
店 アイン薬局久喜	名 称	わかば薬局久喜店	アイン薬局久喜店
駅前店 アイン薬局久喜	名 称	わかば薬局駅前店	アイン薬局久喜駅前店
熊谷中央訪問看護 ステーション	名 称	熊谷中央訪問看護リ ハビリステーション	熊谷中央訪問看護ステ ーション
	所 在 地	熊谷市肥塚三―六一 三〇クリスタルKU MAGAYA A― 一〇三	熊谷市円光一―一四― 一〇

二 指定施術機関

煙山 郁美		大瀧 仁		印牧 邦夫		氏名
施術所		施術所		施術所		
所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	変更前
朝霞市東弁財一 二―一五―二〇二	おか鍼灸院	新座市野火止二 二二―一五	大滝接骨院	ふじみ野市鶴ヶ岡二 一六―一六ラング ウツド鶴ヶ岡一〇一	心とカラダの整骨院	
朝霞市三原四一 三―五四―一〇二	いくみOKA鍼灸治療院	東京都板橋区志村 二―八―ニコンチネ ンタルハイツ志村坂 上二F	志村坂上北口接骨院	三郷市彦成三―七 一四―二〇四	かえで整骨院	

告 示

埼玉県告示第六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
狭山台胃腸科外科	狭山市入間川一―一六四	令和元年十一月三十日
みよし野クリニック	富士見市ふじみ野西一―二一―五	令和元年十月三十一日
まつもと耳鼻咽喉科	熊谷市上之七四八―三	令和元年十月三十一日
富永クリニック	児玉郡神川町新里三六七―二	令和元年十一月三十日
深谷メンタルクリニック	深谷市西島町三―一七―四七	令和元年十一月三十日
ひかり歯科クリニック	八潮市南川崎八三四―一	令和元年十二月四日
医療法人社団彩雲会 松本歯科医院	草加市高砂二―二―三二 浅古ビル二F	令和元年十二月一日

城西大学薬局	医療法人社団伸義 会 なめがわモール 歯科クリニック	ファミリー歯科医院
入間郡毛呂山町下川原九〇九 ―四	比企郡滑川町羽尾二七八〇な めがわ森林モールベイシア一階	志木市本町五―二四―一八
令和元年十二月十日	令和元年十一月三十日	平成三十年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
坪井内科医院	南埼玉郡宮代町宮代三―二―三	令和二年一月六日
杉浦眼科	春日部市中央一―五〇―六	令和二年二月一日
狭山フォレスト歯科 クリニック	狭山市入間川一〇二五ベスタ狭 山内	令和元年十二月三十一日

告示

埼玉県告示第六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
縁「ゆかり」	春日部市永沼 二一五八―一	株式会社K・コ ンポレーション	居宅介護支援	令和元年八月一日
らいむ薬局	本庄市見福三 ―三―一七	有限会社メデ イسنチエスト	介護予防居宅 療養管理指導 居宅療養管理 指導	令和二年一月一日
ひふみ薬局	本庄市早稲田 の杜三―七― 四	株式会社萩原 薬局	居宅療養管理 指導	令和元年十二月一日

告示

埼玉県告示第六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
ふいつとねすデイ寿通所介護事業所	事業所名	よしざわ内科クリニック通所介護事業所	ふいつとねすデイ寿通所介護事業所	通所介護
介護付有料老人ホームあにも森	事業所名	有限会社ヘルパーステーション	介護付有料老人ホームあにも森	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
ケアプランちやお	事業所所在地	入間郡毛呂山町南台五―三 五―二一	入間郡毛呂山町南台五―三 五―三四	居宅介護支援
ケアヘルパーちやお	事業所所在地	入間郡毛呂山町南台五―三 五―二一	入間郡毛呂山町南台五―三 五―三四	訪問介護

アイン薬局 新久店 入間
事業所名
はなまる薬局
アイン薬局 入間新久店
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導

告示

埼玉県告示第六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
狭山市入曾・水野地域包括支援センター	狭山市南入曾六四二―五	介護予防支援	令和元年十一月三十日
たわらクリニック	鶴ヶ島市藤金六五〇―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和元年十月三十一日
太田薬局	狭山市北入曾四九〇―四	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十四年六月二十七日
グループホームみやなの家 春日部やなか	春日部市大場六七五―一	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和二年一月三十一日

告 示

埼玉県告示第六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）西川口計画

埼玉県川口市西川口二丁目三十四番三

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社田中コーポレーション 代表取締役 田中紀之

東京都墨田区両国一丁目四番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号 外一者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年十一月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七千二百三十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一八九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二一二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二〇六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五一立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和二年一月二十日

二 縦覧期間

令和二年一月三十一日から令和二年五月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年一月三十一日から令和二年五月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

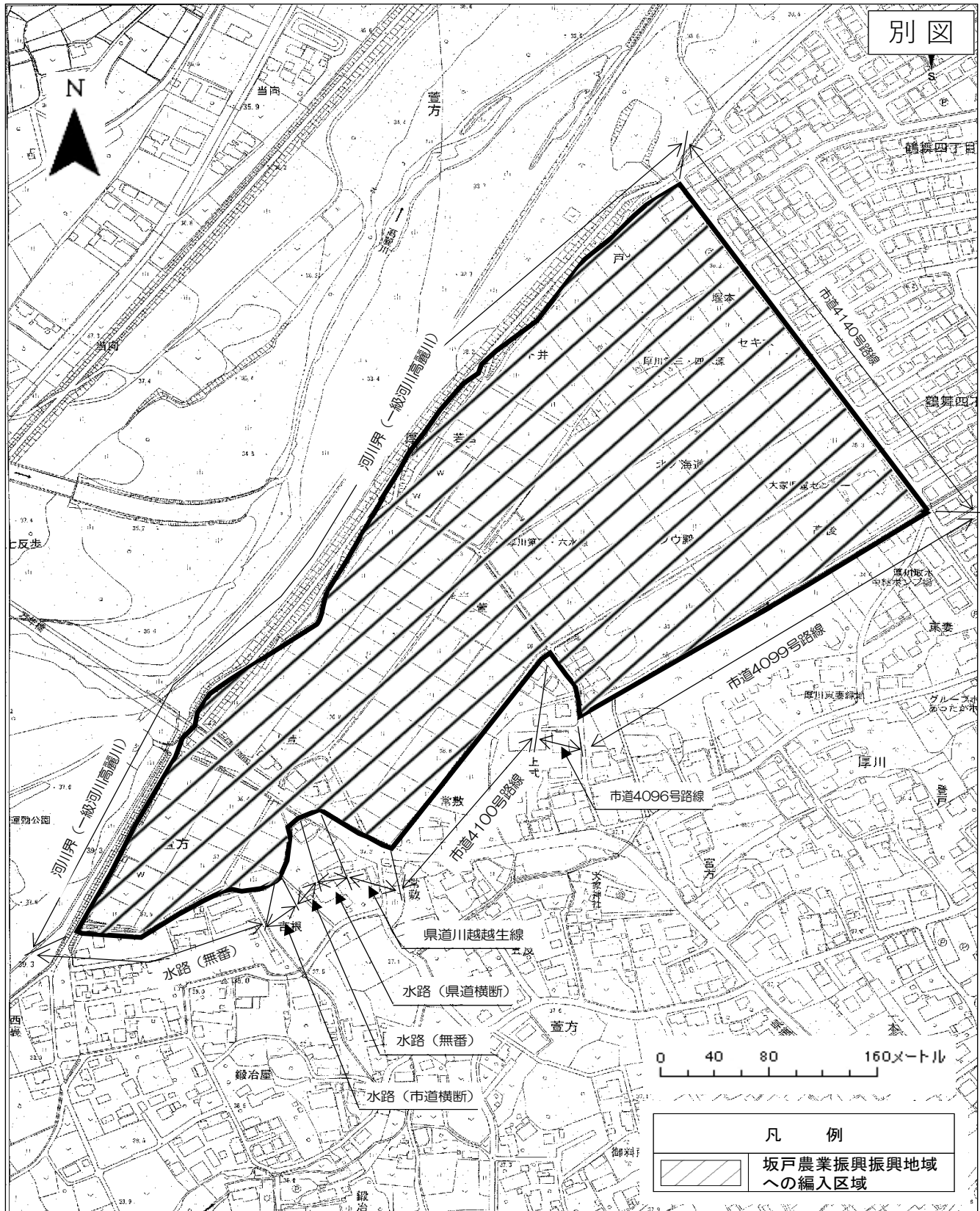
埼玉県告示第六十七号

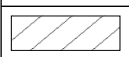
農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、坂戸農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

別図



凡 例	
	坂戸農業振興振興地域 への編入区域

告 示

埼玉県告示第六十九号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

令和元年十一月十一日から令和二年三月十九日まで

告 示

埼玉県告示第七十号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

利根川上流河川事務所管内（埼玉県行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、久喜市、熊谷市、児玉郡上里町）

四 作業期間

令和二年一月十七日から令和二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

久喜市、加須市、羽生市、行田市、熊谷市、深谷市、本庄市、児玉郡上里町

四 作業期間

令和二年一月十七日から令和二年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第七十二号

測量計画機関である上広瀬西久保土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上広瀬西久保土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

狭山市（一部）

四 作業期間

平成二十八年四月一日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七十三号

令和元年埼玉県告示第二百二十号で公示した公共測量は、令和二年一月十五日終了した旨測量計画機関である青梅市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七十四号

令和元年埼玉県告示第七百十四号で公示した公共測量は、令和二年一月二十三日終了した旨測量計画機関である草加市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七十五号

令和元年埼玉県告示第七十五号で公示した公共測量は、令和二年一月二十三日終了した旨測量計画機関である草加市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年一月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

路線名	県道深谷東松山線
供用開始の区間	東松山市大字市ノ川字西耕地五 三六番一地从り同市松山町三 丁目一一八九番六地先まで
供用開始の期日	令和二年二月三日
備考	令和元年十月十一日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一九七・六〇メートル。

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年一月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須北川辺線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市中樋遣川字七釜戸二九六 七番二地先から加須市大越字堤 崎三四四〇番二地先まで		区 間
九・二〇〃 二七・〇〇〇	九・二〇〃 一四・七一	敷地の幅員 (メートル)
六二・七〇		(メートル) 延長
道路改良工事		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年一月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

加須北川辺線	路線名
加須市中樋遣川字七釜戸二九六七番二地先から加須市大越字堤崎三四四〇番二地先まで	供用開始の区間
令和二年一月三十一日	供用開始の期日
令和二年一月三十一日付け行田県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六二・七〇メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年一月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

平成三十一年三月二十日

指令川建セ第三〇〇〇一六〇号

二 検査済証番号

令和二年一月二十八日

川建セ第〇一〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字鳴井八百三番二、八百十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字宮鼻千三十七番地三 市松荘二号室

石井 実

告 示

埼玉県教委告示第二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年一月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

令和二年二月六日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会令和二年二月定例会提出予定案件について

ロ 令和二年度埼玉県教育行政重点施策の策定について

ハ その他

正 誤

埼玉県公安委員会規則第四号（令和元年十一月二十九日第六十号）中訂正

ページ 行

一 後から五

誤

「申請による免許の取消しをした日後に運転経歴証明書を申請しようとするもの」

正

「申請による免許の取消しをした日後に運転経歴証明書の交付を申請しようとするもの」